

チャンピックス錠を服用されている患者様へ

チャンピックス錠 供給問題に関わる補償について

この度、国内で弊社が製造販売するチャンピックス錠（以下「本製品」）におきまして、出荷保留並びに特定の製造番号（製造番号 EP9481）における自主回収（クラスⅡ）の実施など、供給問題が発生いたしました。今回の本製品の供給問題に際しまして、治療の中断や本製品回収のために多大なるご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今回の供給問題に伴い発生した医療機関への訪問などの費用につきましては、弊社にて負担させていただきます。以下の通り詳細をご案内申し上げます。

【対象者】

➤ 下記2点の両方を満たす患者様

1. 2021年4月1日以降、本製品で禁煙治療を開始（初回処方）された患者様[※]
2. 本製品の処方が3回以内の患者様^{※※}

※2021年6月15日以降、本製品の出荷を保留しております。禁煙治療プログラムのスケジュール上、2021年4月20日以降に禁煙治療を開始（初回処方）された患者様へ本製品をお渡しできない等の影響が想定されますが、実際の治療スケジュール上のズレを考慮しまして、2021年4月1日以降本製品で禁煙治療を開始（初回処方）された患者様を対象者要件としております。

※※禁煙治療プログラムでは本製品が計4回処方されます。その為、3回までの処方で治療を中断された患者様を対象者要件としております。

【対象費用】

- 治療中断に伴い発生した禁煙治療開始から中断までの医療機関への交通費（公共交通機関・タクシー等）
- 治療中断に伴い発生した禁煙治療開始から中断までの医療機関へのガソリン代
- 治療中断に伴い発生した医療機関への電話代
- 回収に伴い発生した医療機関への交通費（公共交通機関・タクシー等）
- 回収に伴い発生した医療機関へのガソリン代
- 回収に伴い発生した医療機関への電話代
- その他、治療中断及び回収に伴い直接発生した実費

※弊社からの支払い額は3,000円を上限とさせていただきます

※公共交通機関の交通費、ガソリン代、電話代については領収書は不要です

※タクシー代については領収書をご準備ください

【申し込み方法】

1. 患者様より下記のチャンピックス補償窓口ダイヤルにお電話ください
2. 補償窓口より送付される申し込み用紙に患者様が必要事項を記入し、同封の返送用封筒にてご返送ください

【申し込み期限】

2022年3月31日

【問い合わせ先】

チャンピックス補償窓口ダイヤル 電話番号：0120-359-400

(平日9時～17時30分、土日祝祭日および弊社休業日を除く)